

# 令和4年度 就学援助のお知らせ

北名古屋市教育委員会

北名古屋市では、児童生徒が学校生活を円滑に送れるように、就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、学用品費・学校給食費などの一部を援助しています。

## 1 援助の対象となる方

市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者の方で、次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由	必要な証明書類	
	市内在住の方	市外から転入された方 (令和4年1月2日以降に転入された方)
① 生活保護を受けている方 生活保護が停止又は廃止になった方	不要	
② 児童扶養手当の支給を受けている方	不要 (※児童手当・特別児童扶養手当は該当しません。)	
③ 市民税が非課税の方 市民税が減免された方	不要	令和4年度市県民税非課税証明書 市県民税減免決定通知書の写し
④ 国民年金の掛金が全額免除された方 国民健康保険税が減免された方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し 国民健康保険税減免申請に伴う決定書の写し	
⑤ 上記以外で経済的に困窮している方 (申請書では、「5 その他」になります。)	不要	下記のうち、いずれかをご提出ください。 ○ 令和3年分所得税確定申告書の写し ○ 令和4年度市県民税課税証明書

※ ③～⑤に該当する方は、同一生計の世帯全員の状況を証明することが必要です。

※ 課税証明書(③及び⑤の証明書類)の発行は6月頃からとなりますので、提出が必要となる方は、先に申請書のみをご提出ください。

※ 令和4年1月1日時点で北名古屋市民の方であっても、税の申告を行っていない場合は、③及び⑤の証明書類の提出を求めます。

【参考】令和4年度就学援助認定に係る所得基準額(申請理由⑤に該当する方)

世帯人数	世帯構成(例)	世帯全員の年間総所得額
3人	父・母・小学生	約230万円以下
4人	父・母・中学生・小学生	約300万円以下
5人	父・母・中学生・小学生・小学生	約355万円以下

※ 上記の表はあくまで目安です。世帯構成や年齢等が異なる場合、認定にかかる所得額は異なります。

※ 所得額とは、世帯全員の令和3年中の総所得額(所得控除前)の合計から、社会保険料等の控除額の合計を差し引いた額をいいます。

## 2 申請手続き

### ◆ 申請に必要なもの

- 就学援助費受給申請書・振込先口座依頼書 兼 委任状(小中学校、学校教育課窓口、または北名古屋市HPから入手できます。)
- 申請理由に応じた証明書類(「1 援助の対象となる方」をご確認ください。)

### ◆ 申請先

在学している小中学校

### ◆ 申請期限

申請は、随時受け付けています。

### ◆ 申請上の注意事項

- 申請は、毎年度必要となります。令和3年度「認定」を受けている方も新たに申請を行ってください。
- お子様が小中学校にそれぞれ在学している場合は、学校ごとに申請書を作成してください。
- 申請書等に不備があった場合、訂正等により審査できる状況になるまで、認定保留となりますのでご注意ください。

### 3 おもな援助内容

支給費目	小学校		中学校		備考
	学年	支給額(年額)	学年	支給額(年額)	
学用品費	全学年	11,630円	全学年	22,730円	認定月から月割支給します。
通学用品費	2~6年	2,270円	2~3年	2,270円	認定月から月割支給します。
新入学学用品費	1年	54,060円	1年	60,000円	4月認定を受けている方のみ対象です(入学前支給を受けた方は対象外)。
校外活動費(宿泊なし)	実施 学年	実費 (上限1,600円)	実施 学年	実費 (上限2,310円)	校外活動(遠足・野外活動)・修学旅行の実施日までに就学援助を受けている方が対象です。
校外活動費(宿泊あり)	実施 学年	実費 (上限3,690円)	実施 学年	実費 (上限6,210円)	
修学旅行費(*1)	6年	実費	3年	実費	
学校給食費(*2)	全学年	実費 (1食240円)	全学年	実費 (1食285円)	現物支給(口座振替による引き落としを行わず、直接市が負担)にて対応します。
PTA会費	全学年	実費 (上限1,560円)	全学年	実費 (上限1,560円)	認定月から月割支給します。
医療費	全学年	実費	全学年	実費	学校から治療の指示のあった対象疾病(*3)の治療費のみが対象です。
クラブ活動費(*4)	6年	実費 (上限2,760円)	全学年	実費 (上限30,150円)	申請方法は、審査結果通知時にお知らせします。
卒業アルバム等購入費	6年	実費 (上限11,000円)	3年	実費 (上限8,800円)	卒業アルバムを購入されていない方は、対象外となります。
オンライン学習通信費	全学年	実費(貸与型)	全学年	実費(貸与型)	現物支給(モバイルルーター)にて対応します。

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。

(\*1) 原則、実施された学期末での支給を予定していますが、学校での修学旅行費の精算が終了していない場合は、翌学期末に延期して支給することがありますので、ご了承ください。

(\*2) 認定前までは、あらかじめ口座振替により給食費を引き落としさせていただき、認定後に保護者負担額を返金いたします。  
なお、給食費を除いた教材費等の集金は引き続き行われます。

(\*3) 対象疾病とは、トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・膿かしん・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯をいいます。

(\*4) 申請の際は、『クラブ活動費用具等購入報告書』に『領収書』を添付したうえで、在学する小中学校にご提出ください。

なお、領収書を購入店にて発行する場合、購入者氏名(保護者または児童生徒氏名)・購入品目・購入日・金額の記載、並びに購入店の印鑑の押印が必要です。また、領収書の日付は、認定月以降のものに限ります。

### 4 年度スケジュール

4月~	7月~		12月	3月
随時申請受付 (令和4年4月~令和5年3月)	審査結果通知 (7月上旬~随時)	1学期分支給 (7月中旬)	2学期分支給 (12月中旬)	3学期分支給 (3月中旬)

※ スケジュールは前後する可能性があります。

※ 審査結果や支給に関する通知は、学校を通じてお子さまに配布、または郵送により対応します。

### 5 注意事項

- ◆ 申請は随時受付けていますが、年度途中で申請した場合の支給対象は、認定した月以降に掛かった費用に限られます。
- ◆ 受給審査時や認定後の年度途中において、認定要件の確認を行います。結果によっては、認定取消となる場合があります。
- ◆ 世帯状況に異動があった場合(婚姻等)は、再審査の対象となりますので、速やかにご連絡ください。
- ◆ 本制度は、学校徴収金を免除するものではありません。月々の学校徴収金は必ずお支払いください。なお、学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当させていただきますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 北名古屋市教育委員会 学校教育課(市役所東庁舎2階) TEL 0568-22-1111(代表)